

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 12 件 |
| 国民年金関係                        | 5 件  |
| 厚生年金関係                        | 7 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 20 件 |
| 国民年金関係                        | 7 件  |
| 厚生年金関係                        | 13 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月まで  
② 昭和 57 年 3 月

申立期間①について、自治会の役員に勧められて国民年金に加入し、まとまった額の保険料を数回に分けて納付した。領収書は 3 枚しか残っていないが、うち 2 枚は全く同一の期間であり、残る 1 枚も期間と金額が一致しないなど、不自然な点があり、昭和 36 年 4 月までさかのぼって納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、年金事務所によると、昭和 57 年 3 月の国民年金保険料は、厚生年金保険の加入期間と重複したため還付されているとのことだが、還付を受けた記憶は無く、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、自治会の役員に勧められて国民年金に加入し、昭和 36 年 4 月までさかのぼって保険料を納付したとしており、事実、申立人は、44 年 2 月に国民年金に加入した後、複数回にわたる過年度納付及び特例納付により、40 年 6 月から 43 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付していることが、申立人が所持している領収書及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から確認できる。

また、これらの領収書を見ると、納付期間と納付金額が一致しないものや、同一期間について重複納付したのが見られる上、昭和 40 年 6 月から 41 年 3 月までの期間については、当初未納とされていたが、平成 21 年 9 月に、重複納付した保険料が充当処理されたとみられる納付記録が国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から判明し、記録訂正されているなど、当時

の行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

これらの事実及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間②について、昭和 57 年 3 月は、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られず、還付整理簿には、還付金額及び還付決定日等が記載されているとともに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市が保管する国民年金被保険者名簿にも、当該期間に係る保険料が還付処理された記録が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いというほかに申立人に保険料が還付されたことを疑わせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで

結婚後、同居していた主人の母親から国民年金への加入を勧められ、昭和52年2月ごろ自ら加入手続を行い、保険料は継続して納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、義母の勧めにより昭和52年2月ごろ国民年金に任意加入したとしており、以後、58年10月に厚生年金保険に加入するまで、当該期間を除き保険料をすべて納付していることから、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の資格喪失後、昭和59年6月に再び国民年金に任意加入しており、国民年金制度に対する意識の高さがうかがえる上、当該期間の直前まで保険料をすべて納付している。

また、申立期間②の前後において、申立人の夫の勤務先に変更は無く、生活状況に特段の変化はうかがえない。

さらに、平成4年3月に第3号被保険者から第1号被保険者に切り替わった後も、17年\*月に60歳到達により資格喪失するまで、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 776

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 12 月まで

勤めていた会社を退職後、昭和 48 年 1 月に自分で会社を設立した。当初は忙しかったのですぐには国民年金の加入手続きができなかったが、しばらくして区役所で加入手続きを行い、未納となっていた期間の保険料をさかのぼって納めたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 49 年 7 月から同年 12 月までについて、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、申立人は、51 年 9 月ごろに国民年金の加入手続きを行い、その後、50 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付したことが推認できるとともに、以後、60 歳に到達するまで保険料をすべて納付しているなど、納付意識が高かったと考えられることから、加入手続きの時点で時効が成立しておらず、納付可能であった 49 年 7 月から同年 12 月までの保険料についても、納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間のうち昭和 48 年 7 月から 49 年 6 月までについて、申立人は、50 年 1 月ごろに国民年金の加入手続きを行ったとしているが、保険料の納付方法等については記憶しておらず、年金手帳についても、当時使用されていた手帳はオレンジ色調であったところ、「最初にもらった手帳はブルーだったと記憶している。」と証言するなど、当時の記憶は曖昧と見受けられることから、当該期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 9 月ごろに払い出されており、この時点で、申立期間のうち 48 年 7 月から 49 年 6 月までの期間は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 49 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 777

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

国民年金制度発足当時に、隣人に誘われて任意加入した。当時、国民年金保険料は 1 か月分 100 円で、3 か月分を 3 回支払ったことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当時、隣人から誘われて国民年金に加入し、その隣人と一緒に国民年金保険料を納付していたと申し立てているとおり、オンライン記録から、申立人とその隣人は同一日に国民年金に任意加入していることが確認できる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付金額や、その後、任意加入を取りやめた事情等について具体的に記憶している上、任意加入の申出を行うこと自体が、その時点からの保険料の納付の意思の表れであることから、任意加入直後である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間であるとともに、申立人の申立期間を除く国民年金保険料はすべて納付済みであり、第 3 号被保険者と第 1 号被保険者の種別変更も適切に行っている上、60 歳以降に高齢任意加入し 65 歳まで保険料を納付しているなど、納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 778

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月

昭和 50 年 4 月から 51 年 10 月まで勤務していた事業所は、社会保険未加入だったため、国民年金に加入した。保険料もすべて納付していたので、最後の 1 か月間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月に就職した事業所が社会保険に未加入だったため、国民年金に加入したとしており、事実、同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から確認できる。

また、オンライン記録によると、昭和 50 年 4 月から 51 年 9 月までの保険料は納付済みとなっているとともに、同年 11 月から厚生年金保険に加入していることから、1 か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間以外に未納は無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適正に行っていることも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において標準賞与額 28 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の標準賞与額 28 万円に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年1月から同年9月までは24万円、6年2月から同年9月までは26万円、14年4月から同年9月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 11 日  
② 平成 4 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 平成 6 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
④ 平成 14 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
⑤ 平成 15 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
⑥ 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで

ねんきん定期便を見ると、申立期間①について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録されていない。

また、申立期間②から⑥までの標準報酬月額についても、オンライン記録と給与明細書が一致していないので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持している給与明細書及び事業主の証言から、申立人は、平成 18 年 8 月 11 日において事業主から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、給与明細書の当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月11日の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③及び④における標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額を平成4年1月から同年9月までは24万円、6年2月から同年9月までは26万円、14年4月から同年9月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った標準報酬月額により届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間⑤及び⑥における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤及び⑥に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と全期間において一致していることが確認できることから、当該記録を訂正することはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1162

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月15日は14万9,000円、17年7月29日は17万5,000円、同年12月26日は22万4,000円、18年7月21日は27万3,000円、同年12月15日は36万円、19年12月17日は41万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年7月29日  
③ 平成17年12月26日  
④ 平成18年7月21日  
⑤ 平成18年12月15日  
⑥ 平成19年12月17日

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与の明細書からはいずれも厚生年金保険料が控除されているので、正しい記録にしてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人及び事業主から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年12月15日については14万9,000円、17年7月29日については17万5,000円、同年12月26日については22万4,000円、18年7月21日については27万

3,000円、同年12月15日については36万円、19年12月17日については41万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年3月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月30日から7年3月7日まで

ねんきん定期便によると、A社での厚生年金保険の資格喪失日は平成6年11月30日になっている。しかし、7年3月7日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元同僚の証言及び申立人の所持する給与明細書から申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成6年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日付けで、申立人を含む8人の従業員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、その処理は、7年3月7日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>そきゅう</sup>して行われていることが確認できる。

また、同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年11月30日においては、従業員数に変わりはなく、事業を継続していた旨の証言をしており、同日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る商業登記簿から、申立人は申立期間当時役員でなかったことが確認できる上、複数の元同僚から、「申立人は、B業務を主たる業務としていて、社会保険事務は行っていなかった。」との証言を得ていることから、申立人が、当該遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>そきゅう</sup>処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なも

のとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった処理を行った平成7年3月7日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のA社における平成6年10月の社会事務所の記録から、36万円にすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年1月1日から11年10月13日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年1月から同年12月までは16万円、11年1月から同年9月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から11年10月13日まで  
ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、申立期間に支給されていた給与の金額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料により、申立人の標準報酬月額を平成10年1月から同年12月までは16万円、11年1月から同年9月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成9年4月1日から10年1月1日までの期間については、事業主の証言、給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書から認められる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人について昭和39年8月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月25日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に基づき、1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月5日から同年10月26日まで  
② 昭和40年6月6日から41年1月21日まで

ねんきん特別便を確認したところ、抜けなく年金に加入していたにもかかわらず、空白期間があることが分かった。B社C工場はその後、D社E工場等に事業所名は変わったが、当時は、通称名である「\*」を使っていたことあり、もしかしたら厚生年金保険の加入記録がもれている可能性があるため、申立期間について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録を調査したところ、生年月日は同一であるものの申立人の戸籍上の氏名と一文字異なるA社に係る未統合の厚生年金保険被保険者（\*）の記録（資格取得日は昭和39年8月5日、資格喪失日は同年10月25日）が確認できる。

また、申立人は、通称名として「\*」を使用していた時期もあったとしており、A社において、申立期間①とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を有する元同僚からは、「申立人が、勤務した期間は長くはなかったものの、申立人と同じ仕事に従事していた。」との証言が得られ、当該元同僚が記憶する申立人の住所地及びその自宅周辺の状況も申立人からの聴取内容と一致している。

さらに、上述の未統合の厚生年金保険被保険者記録の被保険者期間は、申

立期間①とほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであることが推認でき、A社の事業主は、申立人について昭和39年8月5日に被保険者資格を取得し、同年10月25日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人から当該期間当時のものと思われるとして提出されたスナップ写真について元同僚に照会したところ、二人の元同僚の氏名が確認できたが、いずれも既に他界している上、別の複数の元同僚から聴取しても、申立人がB社C工場及びその後名称を変更した事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該期間に係る勤務状況について証言を得ることができなかった。

また、B社C工場は、数回にわたる事業所名称の変更後、平成4年10月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の業務を引き継いだF社は、申立期間当時の関係資料は残存していないとしていることから、当時の状況を確認することができない。

さらに、雇用保険について、申立期間前後の加入記録は確認できるが、申立期間の加入記録は確認できない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年3月30日まで  
ねんきん定期便が届き、A社に勤務していた期間について給与計算明細書の厚生年金保険料と突き合わせをしたところ、申立期間について、給与計算明細書の厚生年金保険料の方が定期便の保険料納付額より高い金額となっているので、調査していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成14年5月、同年6月及び同年9月から同年12月までの期間について、申立人の所持する給与計算明細書から、標準報酬月額34万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち平成13年11月から14年4月までの期間、同年7月、同年8月、15年1月及び同年2月については、保険料控除額が確認できる資料は無いが、申立人は、申立期間に係る給与支給額は固定給であったとしているところ、申立人の所持する預金通帳の給与振込額は、申立期間のうち賞与が含まれる平成13年12月分、14年7月分及び年末調整の還付金が含まれる同年12月分を除き同額である上、当該給与振込額は、給与計算明細書を所持している月の給与の総支給額から保険料等を控除した後の給与の支給額と一致していることから、当該期間についても、標準報酬月額34万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めており、上述の平成 13 年分給与所得の源泉徴収票、給与計算明細書及び預金通帳の給与振込額により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 栃木厚生年金 事案 1167

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成7年10月から9年5月までは30万円、同年6月は34万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年7月1日まで  
申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられているが、当時、給料が下がったことはなかったので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から9年5月までは30万円、同年6月は34万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月31日以降の同年8月6日付けで、さかのぼって13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、登記簿謄本により、申立期間当時、申立人は当該事業所の取締役であったことが確認できるところ、当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できる上、複数の元従業員から、「申立人は、B業務を担当して、他の従業員と同じように働いていた。経営に関わっている様子は無く、社会保険の手続にもかかわっておらず、取締役だったとは知らなかった。」との証言を得ていることから、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た平成7年10月から9年5月までは30万円、同年6月は34万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 1 月まで  
昭和 58 年 6 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、59 年 1 月に次の会社に入社するまで保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと申し立てているが、当時の記憶は不明瞭であることから、当該期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が現在所持している年金手帳は、平成 3 年 3 月から居住するようになった A 市で発行されたものであることが確認できることから、加入手続が行われた時点で申立期間は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、申立人から聴取しても、これ以外の年金手帳を所持していた記憶は無いとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

このほか、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月まで  
申立期間については、夫が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思うので未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする夫は、既に他界しているため、当時の状況等を聴取することができない上、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、当該期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 10 月に払い出されており、この時点で申立期間の保険料は過年度となることから、現年度保険料とは別にさかのぼって納付することになるが、その夫が、申立人の申立期間に係る保険料をさかのぼって納付した形跡はうかがえない。

なお、申立人は、戸籍上の氏名と異なる通称名を使用していた期間があるとしているが、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、その通称名での記録は見当たらない。

さらに、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 781

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 40 年 9 月まで  
20 歳の時に、母親が国民年金の加入手続を行い、納税組合で保険料を納めていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は他界しており、申立人は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が納税組合を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が所持する国民年金手帳には、「昭和 41 年 4 月 30 日発行」と記載されており、この時点で申立期間の保険料は過年度となることから、納税組合で納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料は、42 年 12 月 25 日に納付されていることが国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から確認でき、これは、同日時点で納付可能な 40 年 10 月まで最大限さかのぼって納付したものであることから、これ以前の期間である申立期間の保険料は納付されなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「結婚する時に母親から年金手帳を渡されたが、これ以外の手帳は渡されなかった。」としているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 58 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 58 年 5 月まで

仕事を辞めたら国民年金に切り替える必要があることは認識していたので、昭和 56 年 8 月に会社を辞めた時もきちんと加入手続をし、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年 8 月に会社を辞め、すぐに国民年金の加入手続をしたはずである。」と主張しているが、加入手続及び保険料納付に係る記憶は曖昧であることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人が昭和 58 年 6 月 27 日に国民年金に任意加入したことが確認でき、これはオンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿の資格取得日と一致している上、任意加入の場合、加入手続を行った日が資格取得日となり、それ以前の期間についてさかのぼって納付することはできないことから、申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月

平成14年3月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行った。その後、しばらく保険料を納付していない期間があったが、夫や市の職員などから勧められ、まとめて納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行ったが、保険料をしばらく納付していなかった期間があり、市の集金人や夫に勧められたため、まとめて納付した。」と主張しているが、納付した時期及び納付金額について覚えていないとしているなど、当時の記憶は曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成16年8月8日に、14年7月から9月までの保険料を過年度納付していることが確認できるところ、この時点では、申立期間については、時効により納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成元年6月まで  
申立期間当時は短期大学の学生で、通学のため実家を離れていたが、父親が国民年金の加入手続と保険料納付をしてきていたはずなので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の手続を行っていたとするその父親は、申立人も含め、家族の国民年金の手続は申立人の祖父母が行っていたとしており、その祖父母は既に他界していることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年5月に、申立人が国民年金第3号被保険者の届出を行った際に払い出されており、この時点で申立期間は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、A村の国民年金被保険者名簿を調査しても、申立人に係る被保険者名簿は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 785 (事案 298 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 50 年 3 月まで

A 市に住んでいたときに、私の国民年金手帳が父親から郵送されてきて、20 歳になったときからそれまでの期間の保険料を納付してくれていたことを聞いたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 8 月の時点では、申立期間の大半が時効により保険料を納付することができない上、申立期間において加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその父親は既に他界していることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明であるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、現在所持している年金手帳について、「A 市に住んでいたころに、父親が送ってきたものである。」としているが、その手帳は昭和 49 年 11 月以降使用されるようになった 3 制度共通のオレンジ色調の年金手帳であり、当該年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、50 年 8 月に A 市で払い出されたものである。仮に申立人の父親が、申立人が 20 歳に到達した 42 年ごろに、申立人に係る国民年金加入手続を行っていたとすれば、申立人がその時点で住民登録していた市町村において、別の手帳記号番号が払い出され、その父親に対して、申立人が現在所持している「年金手帳」とは異なる、カーキ色調の「国民年金手帳」が交付されていたことになるが、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、別の手帳記号番号が払い出されていた

事実は確認できず、申立人から聴取しても、別の手帳が存在していた可能性はうかがえない。

また、申立人は、再申立てに当たり新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 49 年 6 月 1 日から同年 7 月 13 日まで  
③ 昭和 50 年 12 月 29 日から 52 年 3 月 24 日まで  
④ 昭和 62 年 1 月 1 日から 63 年 12 月 19 日まで  
⑤ 平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

申立期間①及び③についてはA社、申立期間②についてはB社、申立期間④についてはC社、申立期間⑤についてはD社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているが、申立人が氏名を挙げた同僚一人及びその他の同僚から聴取したが、いずれも申立人が勤務していた期間については覚えていないとしている上、申立人は、当該事業所における勤務期間に係る証言内容が変遷するなど、当時の記憶は曖昧である。

また、申立期間①当時から当該事業所に勤務し、申立期間③当時は事業主であったとする者から聴取したところ、「申立人はいったん辞めて、復職した記憶がある。」との証言が得られたものの、自らは社会保険事務には関与しておらず、当該事業所は既に解散し、賃金台帳等の資料は残存していないことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱状況は確認できないとしている。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

2 申立期間②について、B社が保管する人事記録から、申立人が昭和 49 年 6 月 7 日に入社したことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、これ以外の資料は残存しておらず、当時の厚生年金保険の取扱状況は不明と回答している。

また、申立人と同時期に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚5人について、雇用保険の加入記録を調査したところ、いずれも加入記録が確認できるにもかかわらず、申立人の記録は見当たらない上、このうちの一人については、申立人と同様、昭和49年6月に入社し、同年7月13日から厚生年金保険に加入したことが確認できる。

- 3 申立期間④について、申立人はC社に勤務していたと申し立てているが、雇用保険の加入記録を調査したところ、厚生年金保険と同じ昭和63年12月19日に当該事業所において資格取得しており、これ以前の期間について勤務状況が確認できない。

また、申立人から聴取しても、同僚の氏名を覚えていないとしている上、雇用保険の加入状況について説明したところ、「昭和63年12月から勤務したのかもしれない。」と証言するなど、当時の記憶は曖昧である。

さらに、当該事業所は、賃金台帳等の資料は残存していないことから、当時の厚生年金保険の取扱状況は不明と回答している。

- 4 申立期間⑤について、申立人はD社に勤務していたとして申し立てているが、雇用保険の加入記録を調査したところ、当該事業所における加入期間は平成7年6月14日から同年10月30日までであり、申立期間⑤のうち6年7月5日から7年1月10日までは、別の事業所（E社）において加入記録が確認できる上、この記録内容を説明したところ、勤務期間について記憶違いであったことを認めるなど、当時の記憶は曖昧である。

また、当該事業所は、申立期間当時の資料は残存しておらず、厚生年金保険の取扱状況は不明と回答している上、同僚3人からは、「当時は、勤務していても厚生年金保険に加入していない者がいた。」との証言が得られた。

さらに、当該事業所が加入していたF健康保険組合は、平成18年3月に解散していることから、健康保険の加入状況が確認できない。

- 5 このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 60 年 2 月 15 日まで  
A社に勤務していた間の給与は右肩上がりだったので、標準報酬月額が変わらない年や下がっている年があるのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について最も標準報酬月額が低下しているのは昭和 41 年 10 月の定時決定時であり、前年の 3 万 9,000 円から 2 万 6,000 円になっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当時勤務していた従業員 58 人の標準報酬月額の記録を確認したところ、前年と同額の一人を除き、残る 57 人のいずれについても申立人と同様に前年より低く記録されている。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月、43 年 10 月、44 年 10 月及び 59 年 10 月の定時決定時における標準報酬月額についても、前年の定時決定時における標準報酬月額より低下しているが、申立人と同時期に厚生年金保険に加入した元同僚の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額のみが特段大幅に変動しているとは認められない上、当該記録は遡及して訂正された形跡も無く、不自然さは見受けられない。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額について、オンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、すべて一致している。

このほか、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「給与は右肩上がりできたので、前年の標準報酬月額と変わらない年や下がっている年があるのは納得がいかない。」と主張してい

る。

しかしながら、標準報酬月額は、給与支給額がそのまま記録されるものではなく、一定期間において被保険者が事業主から受ける報酬の月額を、標準報酬月額等級に当てはめて決定するものであることから、給与支給額が上がったとしても、上げ幅によっては等級が変わらない場合があり得る。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 9 年 1 月 31 日まで

申立期間当時、20 万円程度の給料を得ていたが、標準報酬月額は 9 万 2,000 円になっている。この記録はさかのぼって標準報酬月額が引き下げられたことによるものとのことであるが、なぜ、そのような処理が行われたのかまったく分からない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 6 月から同年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 20 万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった 9 年 1 月 31 日以降の 10 年 7 月 8 日付けで、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の代表取締役の妻であり、事務を担当していたとしており、取締役ではないものの、「家族会社であり、夫とともに会社を切り盛りしていた。」としているところ、当該事業所に係る滞納処分票には、申立人が事業主に代わり、数回にわたって厚生年金保険料の納付の猶予を求める交渉を行っていたことが詳細に記載されており、申立人は、当該標準報酬月額の訂正について、申立人自身の判断で行ったことを認めていることから、申立人は、代表取締役である夫とともに当該事業所の経営に当たり、社会保険に関する事務についても権限を有していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の事務を担当する責任者として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月から平成 2 年 2 月まで  
② 平成 2 年 3 月から 11 年 6 月まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、いずれもC職の正社員として勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、元事業主及び複数の元同僚の証言から、申立人がA社の業務に関与していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「正社員ではなかった申立人には、契約の獲得状況に応じて紹介手数料を支払っていただけなので、社会保険には加入させておらず、紹介手数料からは保険料も控除していない。」としており、当時の経理担当者も、「本人の希望により社会保険には加入していなかった。税金についても、源泉徴収はしておらず、自分で確定申告をしていた。」としている上、複数の元同僚は、申立人の業務内容について、「仲介業のような仕事をしていた。非常勤のC職だった。」などと証言している。

また、上述の元同僚は、いずれも入社と同時に雇用保険に加入していることが確認できるが、申立人については、当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、D市では、申立人は申立期間①の全期間において、国民健康保険に加入していることが確認できると回答している。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、申立期間①について健康保険証の整理番号に欠番は無い。

2 申立期間②について、元事業主及び複数の元同僚の証言から、申立人がB社の業務に関与していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②の当初における事業主は、「正社員ではなかった申立人には、契約の獲得状況に応じて紹介手数料を支払い、申立人は、必要な時だけ会社に来ていた。保険や年金は自分で加入するとの申出があったため、紹介手数料からは何も控除せずに支払っていた。」としており、その後任の事業主も、「正社員については、採用後3か月の試用期間を経て厚生年金保険に加入させていたが、申立人には契約の獲得状況に応じて紹介手数料を支払っていただけで、常勤で雇用していなかったため、社会保険には加入させていなかった。」としており、事実、当該事業主が保管している平成2年2月から3年9月まで、9年4月及び同年5月の賃金台帳のうち、唯一、申立人の氏名が確認できる3年9月の賃金台帳においても、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所の元同僚から、申立人について、「申立人はC職だったと思う。朝早く出勤し、夜も遅かったような記憶がある。」との証言が得られたものの、別の元同僚は、「会社には週に1、2回顔を出す程度だった。非常勤のC職であり、毎日出勤していたわけではない。」と証言しており、申立人の勤務形態を確認することはできない。

さらに、当該事業所において厚生年金保険に加入している同僚は、いずれも雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人については、雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、D市では、申立人は申立期間②の全期間において、国民健康保険に加入していることが確認できると回答している。

なお、申立期間②について健康保険証の整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、口頭意見陳述に際し、当該事業所のものとする給与明細書及び給与袋を提出したが、当該事業所の元事業主2名は、「申立人には給与明細書を渡していなかった。」としている上、保険料控除額からみて、申立期間②より後のものである可能性が考えられたことから、申立人が当該事業所の後に勤務したE社において給与支給事務を担当していたとする元同僚に照会したところ、「この給与明細書と給与袋の記載は、間違いなく私が行ったものです。」と回答していることから、当該給与明細書及び給与袋は、B社のものでないことが認められる。

3 このほか、申立期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月7日から45年3月19日まで  
申立期間について、A社に勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する職員証及び元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、元同僚から、申立人の厚生年金保険料控除に関する証言を得ることができないことに加え、複数の元同僚は、「当該事業所のB業務担当は、一部の正社員の場合を除き、歩合制により給与を受け取る契約をしていたので、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、当該事業所の事業を継承したC社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する届出及び保険料の控除については不明である旨の回答をしている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間について申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月から 42 年 10 月まで  
② 昭和 44 年 10 月から 45 年 11 月まで  
③ 昭和 47 年 8 月から 48 年 8 月まで  
④ 昭和 52 年 7 月から 53 年 6 月まで

申立期間について、それぞれ当時勤めていた会社で給料から厚生年金保険料が控除されていた覚えがある。記録が無いのは納得できないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするA事業所は昭和 46 年 7 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、元同僚は、「申立人のことは覚えていない。私もA事業所からのれん分けされたばかりのB事業所に移って1、2年勤めたが、B事業所では社会保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人は複数の同僚について、姓しか記憶していないため特定することができず、申立人の勤務状況等についての証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、C事業所又はD事業所に、申立期間③についてはE事業所に、それぞれ勤務したとしているが、オンライン記録によるといずれも、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る事業所の事業主及び元同僚の姓しか記憶していないため特定ができず、当時の状況等を確認することができない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録により、申立人がF社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所の元従業員は、「当該事業所では、臨時の出稼

労働者が大半で就労期間もまちまちであった。実収入が多くなることを望んで社会保険に加入しなかった人もいたと思う。」としている。

また、申立人が氏名を挙げた複数の同僚について、その大半が当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できず、唯一確認できた同僚一人は、連絡先不明のため証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料が納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人がいずれの申立期間においても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 30 日から 38 年 1 月 1 日まで  
A 社（現在は、B 社）を昭和 37 年 12 月に退職する際、退職願を同年 12 月 31 日付けで提出したのに、厚生年金保険の記録では同年 12 月 30 日に資格喪失したことになっており、申立期間の厚生年金保険記録が無いのは納得できないので記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の元同僚に照会したところ、一人から申立人が当該事業所に勤務していたとの証言は得られたが、退職日を特定することはできなかった。

また、昭和 58 年 10 月に A 社と合併した B 社は、「合併前に A 社で退職した人の記録は残っていない。」としており、申立人の退職日及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

さらに、申立人は、A 社を退職するに当たり、昭和 37 年 12 月 31 日付けで退職願を提出し、「通常、月給制の事業所で自主退職する場合は、月末付けで退職することが一般的であると思う。」と主張していることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後の昭和 37 年 12 月及び 38 年 1 月に資格を喪失していることが確認できる 12 人について調査したところ、37 年 12 月 4 日に資格を喪失した者が一人、同年 12 月 29 日に資格を喪失した者が 4 人、同年 12 月 30 日に資格を喪失した者が 4 人、38 年 1 月 21 日に資格を喪失した者が 3 人であることが確認できる。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年4月1日まで

A業務として勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の記録が無い。勤務証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する勤務証明書及び元同僚の証言により、申立人が、申立期間においてA業務として勤務していたことは推認できる。

しかし、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号）が旧厚生省保険局長から各都道府県知事あてに発出され、これにより、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人は、昭和26年7月1日から厚生年金保険の強制被保険者にならないこととされたため、申立人は申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、Bが管理する労働者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 17 日から 41 年 1 月 6 日まで  
A 社に勤務した期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 41 年 1 月 6 日）から約 3 か月後の昭和 41 年 4 月 25 日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1177

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 11 日から 63 年 5 月 1 日まで  
年金の記録を確認したところ、月収 30 万円との条件でA社に入社したにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額があまりにも低すぎるのが分かったので調査の上訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の入社時から月額 30 万円の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額が 15 万円又は 17 万円ということは考えられないと供述している。

しかし、申立人と同時期に勤務したとしている、当該事業所の事業主の息子は、「確かに、申立人の給料は入社当初から 30 万円ぐらいだったが、それは、A社とその関連会社のB事業所の2事業所から半分ずつ支払われていた。また、社会保険はA社のみが加入していたので、厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に見合った保険料を控除していた。」と証言している。

また、申立期間当時の当該事業所における事務担当者は、「2事業所から給料が支払われていたことについては覚えていないが、仮にB事業所が社会保険に加入していたら、私が社員の被保険者資格の取得及び喪失等の手続をしていたはずだが、その記憶は無いので、当該事業所は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言しており、オンライン記録においても当該事業所の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致しており、当該記録について不自然な訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

申立期間に係る年金記録については、当時厚生年金保険料の納付が遅れ、社会保険事務所(当時)の担当者から、標準報酬月額を下げ、その分で厚生年金保険料の滞納分を納付することを勧められ、それに応じたために現在の記録になっているのであり、納得できないので記録を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成6年2月から同年11月までは26万円と記録されていたが、7年2月27日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は代表取締役の妻であり、登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、給与計算及び社会保険関係の手続を担当しており、会社の印鑑についても申立人自身が保管し、社会保険料の滞納があったことから、標準報酬月額の減額に係る届出を社会保険事務所に提出し、滞納保険料に充当した旨の供述をしていることから、申立人が当該事業所の取締役として、社会保険事務についての権限を有しており、標準報酬月額の減額訂正に関与したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1179

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が給料明細の支給額より低い金額になっていることが分かった。平成 11 年 3 月 21 日にA社本社から同社B事業所への異動はあったが、降格等による減給は無かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社B事業所における平成 11 年 3 月 21 日の資格取得時の標準報酬月額は 59 万円として同年 4 月 8 日に処理されていたところ、同年 9 月 8 日に 38 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書の写しから、申立期間のうち平成 11 年 3 月から同年 7 月までの期間について、59 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が、同年 8 月及び 9 月について、38 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが確認できる。

しかしながら、平成 11 年 9 月の給与明細書の写しには、厚生年金保険料が返金されていることが確認でき、この返金額は同年 3 月から同年 7 月までの期間に係る標準報酬月額を 38 万円とした場合における厚生年金保険料控除額との差額に一致する。

また、申立人の平成 11 年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う各月の社会保険料控除額の合計金額と一致している。

このことから、事業主は申立期間について、オンライン記録どおりの標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで

申立期間に係る記録については、当時厚生年金保険料の納付が遅れ、社会保険事務所(当時)から納付の督促を受け、妻が社会保険事務所の担当者から、標準報酬月額を下げて、その分で厚生年金保険料の滞納分を納付することを勧められ、それに応じたために現在の記録になっているのであり、そもそも、そのことに自分は関与していないので記録を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成6年2月から8年9月までは50万円と記録されていたが、7年12月28日付けで、同年1月から8年9月までは20万円に、8年4月11日付けで、6年2月から同年12月までは20万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったことは承知していたが、給与計算や社会保険関係の届は妻が行っており、詳しいことは知らなかった。」としており、申立人の妻は、「当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、標準報酬月額の引下げについて話があり、それに応じた。」と証言している。しかし、申立人の妻が、当該事業所の代表取締役である申立人に何ら相談も無く、標準報酬月額の減額に係る届を独断で行ったとは考え難く、申立人は当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負って

いる代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。